

平成 24 (2012) 年 7 月 19 日

女 川 町

独立行政法人 都市再生機構

東 日 本 大 震 災 関 係

女川町の復興まちづくり事業がスタートします ～女川町とUR都市機構が協定を締結～

平成 24 年 7 月 19 日、「女川町復興まちづくり事業協定調印式」が開催されました。女川町とUR都市機構は、協力して復興まちづくり事業を推進していきます。

■趣旨

7 月 19 日、女川町とUR都市機構は、女川町復興まちづくり事業協定を締結しました。

本協定は、3 月 1 日に締結した「女川町復興まちづくり推進パートナーシップ協定」に基づくもので、女川町における復興まちづくりの本格的始動に向けて、URが全面的に協力する内容となっています。

これにより、復興まちづくりの先行事業として荒立地区の被災市街地復興土地地区画整理事業等について、女川町はURへ施行委託を行い、高台住宅地整備や漁港関連基盤整備に着手するなど、女川町の復興まちづくり事業が本格的にスタートします。

- ・ 別添 1 : 協定書
- ・ 別添 2 : UR都市機構による震災復興の住まいづくり
－災害公営住宅建設の支援－
- ・ 別添 3 : UR都市機構による震災復興まちづくり
－復興整備事業支援－

以 上

○ お問い合わせは下記へお願いします。

女川町復興推進課参事 柳沼 電話 0225 (54) 3131 (代)

UR都市機構 宮城・福島震災復興支援局

計画調整第1チームリーダー 加藤 電話 022 (355) 4531 (代)

女川町復興まちづくり事業の実施に係る協定

女川町（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）とは、女川町における東日本大震災に係る復興まちづくり事業の実施について、平成24年3月1日に締結したパートナーシップ協定第2条第5項の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、被災地の早期復興を図るため、甲乙の相互の連携を図り、復興まちづくり事業を甲乙協働して推進することを目的とする。

（復興まちづくり事業の定義）

第2条 復興まちづくり事業とは、別図に示す区域で実施する事業で、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 女川町中心部における被災市街地復興土地区画整理事業
- 二 女川町中心部における防災集団移転促進事業
- 三 女川町中心部における津波復興拠点整備事業
- 四 女川町中心部における漁港施設機能強化事業
- 五 女川町離半島部における防災集団移転促進事業
- 六 女川町離半島部における漁業集落防災機能強化事業
- 七 第1号から前号までに規定する事業に関連する計画策定業務及びコーディネート業務
- 八 その他、甲乙協議により必要と認められる事業

（役割分担等）

第3条 甲及び乙は、円滑かつ効果的に復興まちづくり事業を実施するため、必要な情報交換を行うものとする。

- 2 甲は、復興まちづくり事業の主体として計画策定及び合意形成等事業の推進を図るものとする。
- 3 甲及び乙は、復興まちづくり事業の合意形成の状況、計画の確実性を見極めた上で、乙の実施する復興まちづくり事業について、甲乙協議するものとする。
- 4 乙は、前項の協議により乙が実施するものとして甲乙間で合意が得られた復興まちづくり事業について、甲からの委託に基づき行うものとする。
- 5 前項の規定に基づいて復興まちづくり事業を甲が乙に委託する場合には、あらかじめ、甲乙間で別途契約を締結するものとし、甲は復興まちづくり事業の実施に関する費用を乙に支払うものとする。

(有効期間)

第4条 本協定は、本協定締結の日から平成31年3月31日（以下「期間満了日」という。）まで効力を有するものとする。

2 期間満了日までに甲及び乙のいずれか一方から本協定を終了させる旨の申入れがあった場合には、甲乙協議し、その取扱いを定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 第2条に定める復興まちづくり事業の内容の変更を要するときは、あらかじめ、甲乙協議し本協定を変更できるものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年7月19日

甲 宮城県牡鹿郡女川町女川浜字女川136番地

女川町長

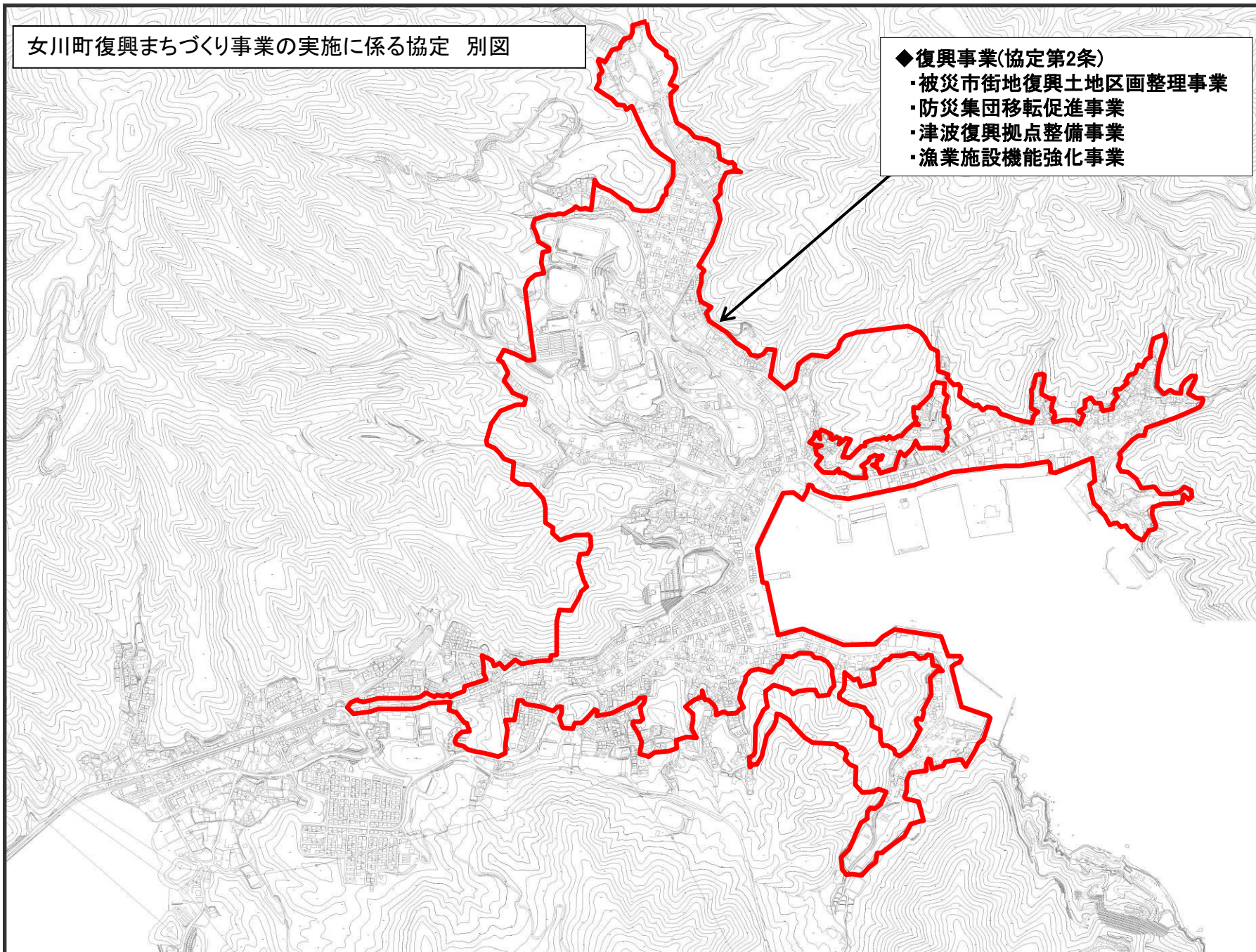
乙 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目6番1号

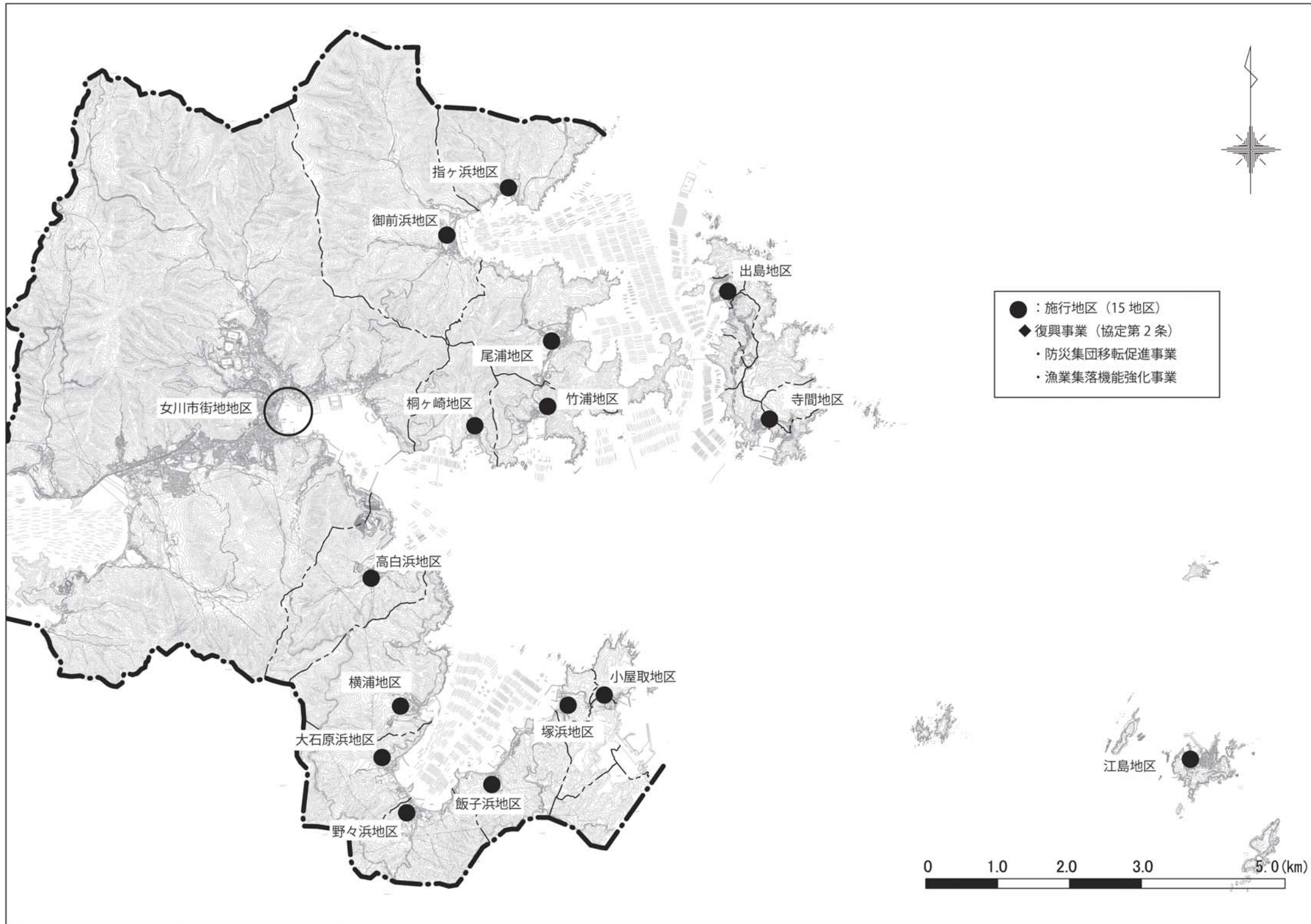
独立行政法人都市再生機構

震災復興推進役

女川町復興まちづくり事業の実施に係る協定 別図

- ◆復興事業(協定第2条)
- ・被災市街地復興土地区画整理事業
- ・防災集団移転促進事業
- ・津波復興拠点整備事業
- ・漁業施設機能強化事業





UR都市機構による震災復興の住まいづくり

——災害公営住宅建設の支援——

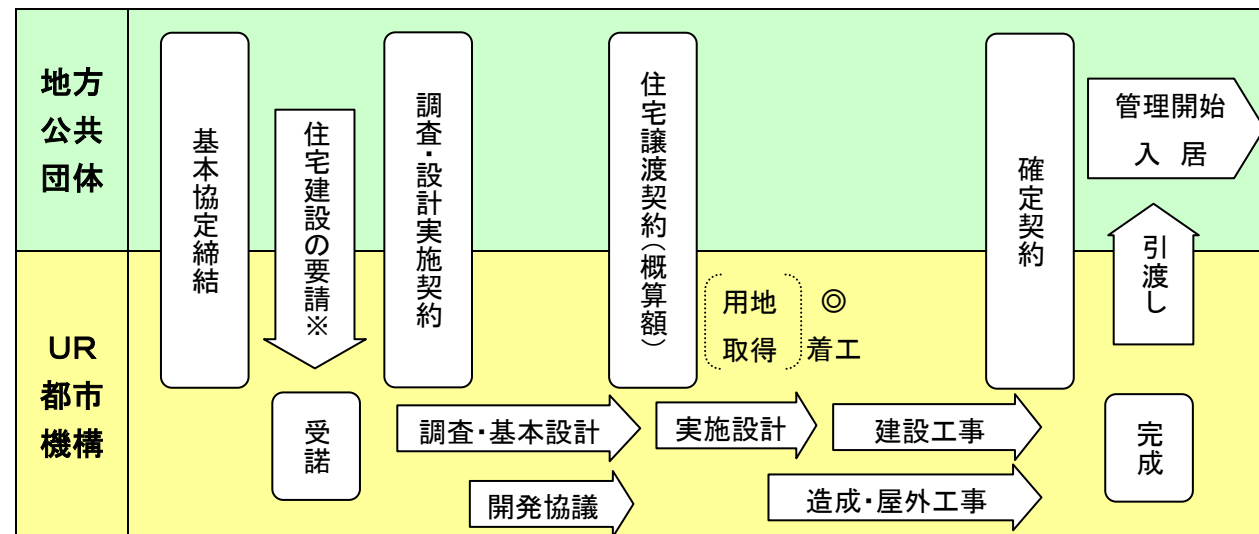
<東日本大震災におけるURの支援状況>

- 被災者の方に一定期間無償でUR賃貸住宅を提供
- 応急仮設住宅用地の提供(仙台市あすと長町地区、いわきNT地区、盛岡南新都心地区)
- 応急仮設住宅建設に延べ181人を派遣(岩手県、宮城県、福島県)
- URの震災復興支援体制(平成24年4月1日現在)
 - 現地体制は172名(宮城・福島震災復興支援局、岩手震災復興支援局)
 - うち、個別地区の事業化支援のため、次の7市町に専任チームを配置[33名]
 - <岩手県>宮古市、山田町、釜石市、陸前高田市 <宮城県>南三陸町、女川町、東松島市
 - また、復興整備計画策定等の技術支援のため、次の1県9市町村に職員を派遣[18名]
 - <岩手県>野田村、大槌町、釜石市、大船渡市 <宮城県>気仙沼市、石巻市、名取市
 - <福島県>福島県、新地町、いわき市

<参考>阪神・淡路大震災におけるURの支援活動

- 延べ7,300人を派遣し、建物応急危険度判定、宅地被害対策調査、応急仮設住宅建設を支援
- 最大260人体制の震災復興事業本部を設置し、復興まちづくりを支援
- 国・兵庫県・被災市と共同で災害復興住宅設計指針を策定
- 当初3年間で約18,600戸の災害復興住宅を整備
- 被災者・地権者等の合意形成を図り、市街地の復興事業を推進
 - ・市街地再開発事業5地区
 - ・土地区画整理事業4地区
 - ・住宅市街地総合支援事業14地区

◎ UR都市機構の災害公営住宅建設支援フロー



※独立行政法人都市再生機構法第14条第3項に基づく地方公共団体からの要請に基づき住宅建設を行います。

<お問い合わせ>

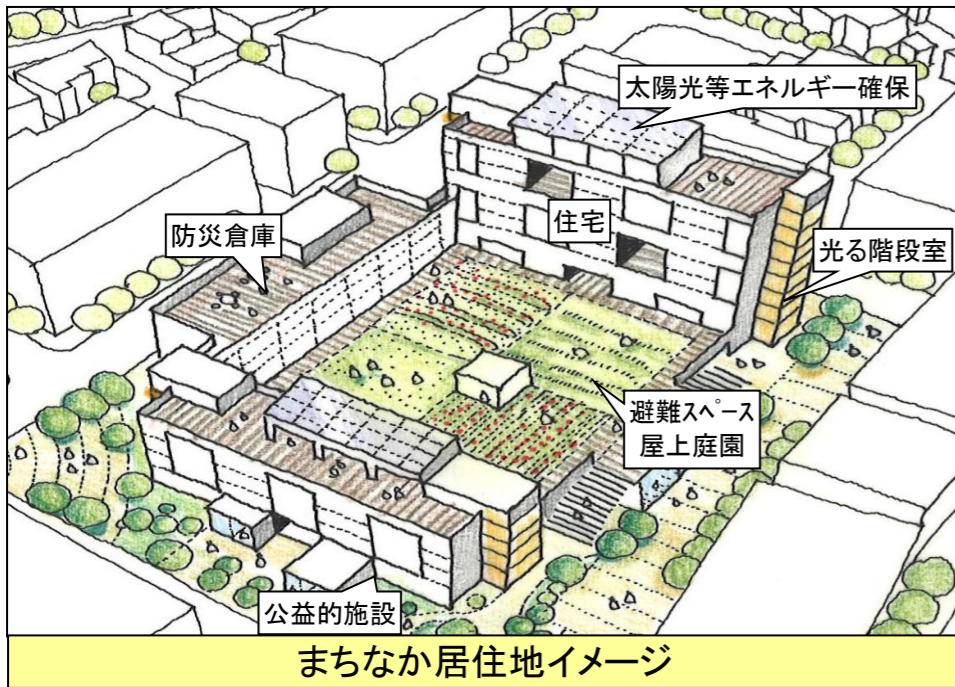
- ◎独立行政法人 都市再生機構 (<http://www.ur-net.go.jp/>)
- 震災復興支援室 〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町6-50-1
Tel 045-650-0876 Fax 045-650-0366
- 宮城・福島震災復興支援局 〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡4-6-1 東武仙台第1ビル7階
Tel 022-355-4531 Fax 022-291-8891
- 岩手震災復興支援局 〒020-0021 岩手県盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル8階
Tel 019-604-3066 Fax 019-604-3028



—— 街に、ルネッサンス ——



UR都市機構



まちなか居住地イメージ

UR都市機構の総合力を活かした復興住宅支援

○豊富な実績

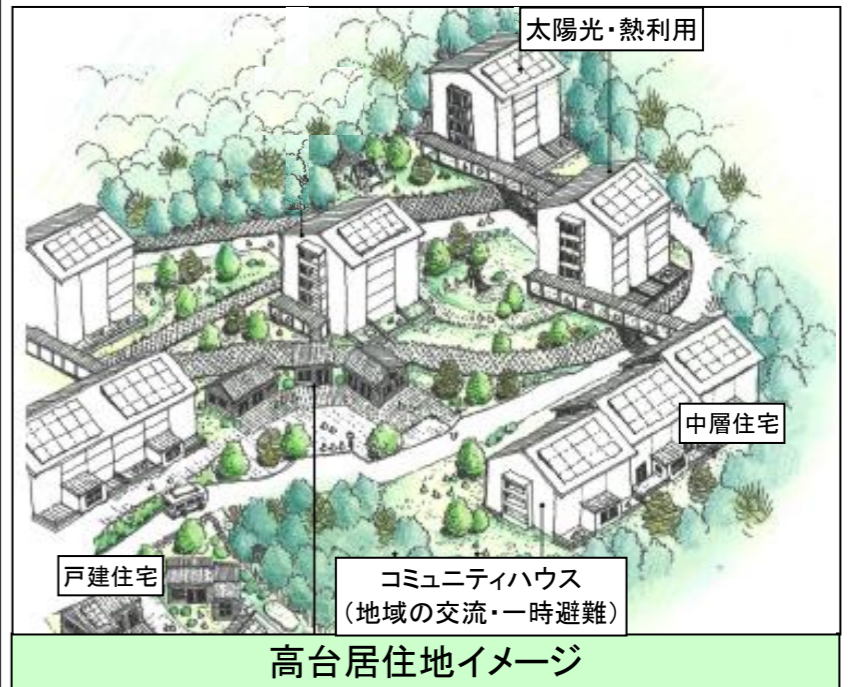
UR都市機構は、国の政策実施機関として半世紀以上にわたり、「人が輝く」まちづくり・住まいづくりをめざし、さまざまな取り組みを実践してきました。全国で約76万戸のUR賃貸住宅を管理するとともに、兵庫県や新潟県で震災復興の住宅建設、再開発・区画整理事業

○安心の技術力

計画策定から、用地調査、造成、設計、建設、工事監理まで一貫して、経験豊富な各分野のエキスパートが復興住宅建設を支援します。

○迅速な行動力

東日本大震災の早期復興のため、URのマンパワーが活用できます。平成7年の阪神・淡路大震災では、当初3年間で約18,600戸の災害復興住宅を建設しています。



高台居住地イメージ

UR都市機構が提案する災害復興の住まいづくり 4つのキーワード

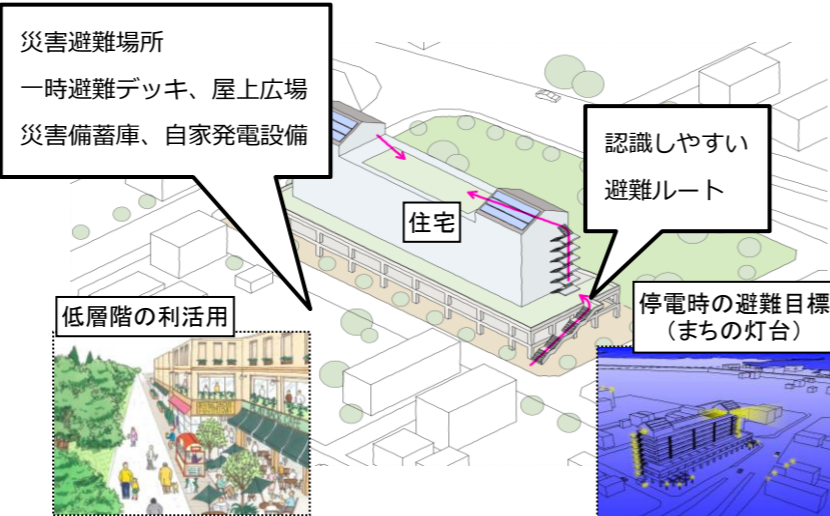
1 地域の防災拠点整備

●津波避難ビルとなる復興住宅

- ・高台避難が困難な市街地では、復興住宅に設置する安全な高さのデッキや屋上広場への避難が有効。津波避難ビルとして活用
- ・災害備蓄倉庫や自家発電装置設置で、数日間滞在できる避難所として利用。停電時に避難の目印となる「まちの灯台」

●低層階の活用による賑わいの創出

- ・住宅の低層部は、耐震・耐波性能を確保の



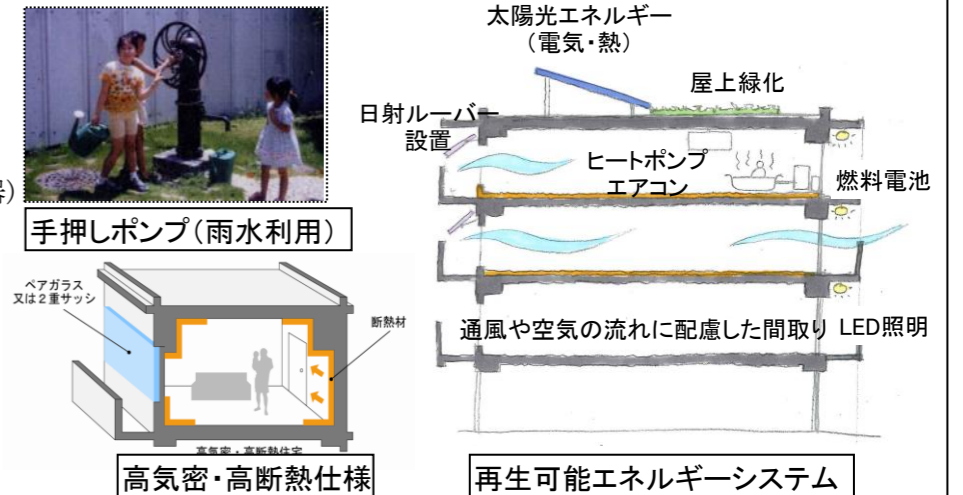
3 環境への配慮

●省エネ徹底住宅

- ・高気密・高断熱住宅 (二重サッシ・ペアガラス・屋上緑化)
- ・省エネ設備の導入 (LED照明・節水・節湯水栓・高効率給湯器)

●再生可能エネルギーの導入

- ・太陽光パネルの設置
- ・風力発電・雨水利用システムの設置
- ・コージェネレーション設備の設置
- ・地域のエネルギー融通計画に協力



2 高齢者・子育て層の安心居住

●高齢者の安心居住

- ・住み慣れた地域で、できるだけ長く在宅生活を続けられる住空間
- ・交流施設の設置や見守りサービスの提供
- ・徹底したバリアフリー対策

●地域の福祉拠点整備

- ・地域介護・医療・子育て等のサービス拠点の併設
- ・地域の民間事業者、NPO法人との連携



4 地域に根ざした住宅建設

●地域密着の住宅計画

- ・地域の風土、歴史、特色を生かした住宅計画の提案
- ・被災者の意見を反映した住宅計画づくり

●地元産業の活性化

- ・公共団体の要請により、地元事業者や地元木材等の活用

●地域の景観に配慮



UR都市機構による震災復興まちづくり

— 復興整備事業支援 —

■ 復興特区法におけるUR都市機構の位置づけ

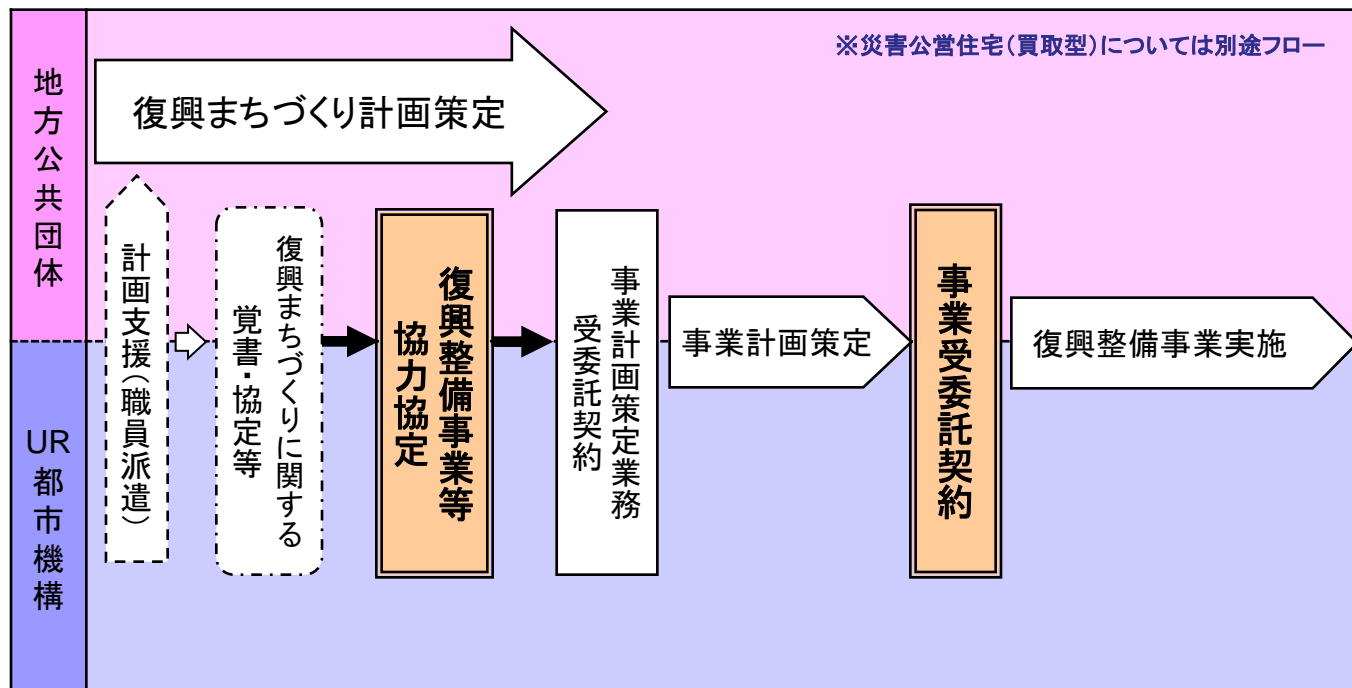
「東日本大震災復興特別区域法」において、UR都市機構は、従来の業務のほか、委託に基づき、**復興整備計画に記載された復興整備事業**を行うことができることとなりました。

- ・土地区画整理事業の受託
- ・防災集団移転促進事業の受託
- ・津波復興拠点整備事業の受託
- ・漁港施設機能強化事業の受託
- ・漁業集落防災機能強化事業の受託

・災害公営住宅整備事業の受託※ 等

※ 災害公営住宅整備事業(買取型)については都市機構法(第11条1項16号)において規定

■ UR都市機構の復興整備事業基本支援フロー



<お問い合わせ先>

◎独立行政法人 都市再生機構

宮城・福島震災復興支援局

〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡4-6-1

東武仙台第1ビル 7階

Tel 022-355-4531(代) Fax 022-291-8891

街に、ルネッサンス



UR都市機構